

日常生活と放射線



- ※1 放射線障害については、各部位が均等に吸収線量1ミリグレイのガンマ線を全身に受けた場合、実効線量1ミリシーベルトに相当するものとして表記
- ※2 空気中に存在する天然の放射性物質
- ※3 自然界の放射線レベルと比較して十分小さく、安全上放射性物質として扱う必要のない放射線の量
- ※4 発電所などで働く作業員に対する線量は5年間に付き100ミリシーベルトかつ1年間に付き50ミリシーベルトを超えない
- ※5 電離放射線障害防止規制等の改正により、緊急時の放射線を取り扱う作業員の緊急作業従事期間中の線量限度を2016年4月より250mSvに引き上げ

